

第 編 間接国稅編

# 9 ~ 15 間 接 諸 稅

10 印 紙 稅

## 10 印 紙 税

## (1) 課税状況

区 分	税 額	納 税 人 員
税 印 押 な つ (印紙税法第9条関係)	11,116 千円	246 延人
印紙税納付計器の使用によるもの (印紙税法第10条関係)	3,230,240	3,810
書 式 表 示 (印紙税法第11条関係)	7,217,131	16,813
預金通帳の一定時納付によるもの (印紙税法第12条関係)	3,654,244	71
合 計	14,112,727	20,939
充 当 税 額	55,775	-
差 引 税 額	14,056,949	-
加 算 税	過 少 申 告	699
	無 申 告	240
	重	-
過 怠 税	614,846	2,638 件
還 付 金 額	159,871	- 延人
印 紙 税 納 付 計 器	999 人	
	1,368 台	

調査対象：現金納付による印紙税の課税実績

(注) 印紙税は、原則として課税文書に相当額の印紙をはり付けて納付することになっているが、株券、債券等のように一時に多数の課税文書を作成する場合等においては、印紙はり付けによる手数を省くため、例外的に印紙税相当額を現金で納付することが認められている。

調査期間：平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

用語の説明：1 税印押なつとは、印紙税相当額を事前に納付し、課税文書に税印の押なつを受ける方法

2 印紙税納付計器の使用によるものとは、所轄税務署長の承認を受けて印紙税納付計器を設置し、印紙税相当額を納付して、課税文書に納付印を押す方法

3 書式表示とは、所轄税務署長の承認を受けて、課税文書に財務省令で定める書式による表示をし、翌月末日までに申告納付する方法

4 預金通帳の一定時納付によるものとは、預貯金通帳等について、所轄税務署長の承認を受けて、財務省令で定める書式による表示をし、4月1日現在の口座数を基に計算した相当印紙税額を4月末日までに申告納付する方法

## (2) 課税状況の累年比較

区 分	税印押なつ	印紙税納付計器の使用	書式表示	預金通帳の一定時納付	合 計	納 税 人 員
	千円	千円	千円	千円	千円	延人
平成12年度	19,052	3,794,802	8,753,974	5,993,368	18,561,199	23,457
13	12,549	3,516,135	8,605,446	5,754,553	17,888,682	22,753
14	13,573	3,224,299	7,950,595	3,731,635	14,920,100	22,025
15	15,641	3,349,150	7,549,942	3,676,979	14,591,723	21,329
16	11,116	3,230,240	7,217,131	3,654,244	14,112,727	20,939